

時評

駅通情報

第77号

日本人はどこから来たのか（一）

司馬遼太郎氏の講演から

○はじめに

私は、二十数年前から、各界の専門家による講演を収録した短編集（毎月二回）を購読している。この冊子は、二十ページ足らずのものであるが、その筋の専門家が専門的分野から得た知識を元にして講演したものだけに、私の處世上得ることが多い。

今回、発行元から送ってきたものは、前出の講演集の中からピックアップした十二名の方の論説を選んで「いのちの知恵」と題して約二百ページの冊子に収録したものである。右、十二名の講師の論説は前出のとおり専門分野から得た内だけに、私達の心に訴えるものばかりであるが、今回、特に私の心を捕えたものがある。それは司馬遼太郎氏の論説で、「日本の発祥について」取りまとめたものである。

私は、是非皆さんに主要点だけでも知つてもらいたいと紹介する次第である。

それは「日本の歴史と題して、日本人の来し方と、日本国が形成されるまで」の、いわゆる日本国の発祥についての論説である。

○付言

まず緒言を挙げたが、それでも「なるほど」と思う点がある。

「今学者の言うことは『妄想の世界』で信ずることができない」というのである。

また、日本の歴史は、室町から出発すると思うへば宜しい。飛鳥以前のいわゆる上代ともなると、全く妄想の世界で、審判官のいない世界で、その人格まで問われそうな話を今からするといふ、次の話題に入っている。

もともと、考古学の世界は、大変派閥の世界で、例えば東京大学のグループと京都大のグループ、この二つに大きく分かれています。それがさらに、明治大学とか国学院、あるいは今度高松塚古墳をお掘りになった関西大学の先生方というふうに、それぞれの団体に分かれています。

そして、これらの考古学の先生方に「自分はこう思つ」ということを青天白日の上で、堂々と提起する

ご承知の方もあるうかと思うが、司馬氏は戦時中大阪外語大の蒙古学科を卒業し、学生出陣で戦地に行かれた経験のある方という異色の存在である。それだけに、考え方も我々日本人の常識を超えた斬新的なもの考え方を持つ方である。さて、前書きが長くなつたが司馬氏の講演に入る。

○妄想の世界

私がまだ小学生の頃、奈良県の古墳群が多い山村に入りますと、ウソみたいな話ですけれども、まだ考古学者の調査が行われていなかつた頃のことですから田んぼの中なんかに、埴輪や石の矢じりが幾らでも転っていました

（中略）

ところで、古代というのは、実際に今の先生方がやっていることでもいわば妄想の世界のことであり、いささか信ずることができないのです。古代のことは「こう思つた」と言えば、そうなつてしまふわけであります。

ところの習慣はありません。自分のボスがある説を唱えたら、その説からはみ出ることも非常に恐れる世界であります。ですから、本心は発表しないくせがありまして、新聞にはいろいろ書かれているけれども、あれは全部、家庭の事情を省みながら書かれております。しかし、そとはいいたくない感情が日本人にあるそうです。そうゆう中につけて、「全くそれとは関わりのない世界にいる松本清張さんとか梅原猛さんが、自由な発想をなさるというのは大変貴重なことであつて、すぐれた妄想をお持ちになることに私はかねがね敬服しているのであります。

○付言

此處は、珠摩川の上流に位置する深い盆地で、日本の古代はここから始まつたのではないかとさえ思われる考古学の世界に限らず、他の分野でも類似の人間関係がよく見られるので、さもありなんと思うのである。

○日本文化と朝鮮

此處は、珠摩川の上流に位置する深い盆地で、日本の古代はここから始まつたのではないかとさえ思われる考古学の世界に限らず、他の分野でも類似の人間関係がよく見られるので、さもありなんと思うのである。

もないところにあって、全く埋没していたとしか思えません。あの装飾古墳は、簡単にいうと朝鮮人の古墳であります。しかし、そとはいいたくない感情が日本人にあるのであります。

よく飛鳥の里は日本人の故郷だといいますが、あそこは帰化人が住んでいた地域であつて、当時の古い日本人は飛鳥の里には住んでいませんでした。日本の学会は、そのようなことを明解にすることを好まない雰囲気があります。私は、高松塚古墳をお掘りになつた考古学者のお一人に「明らかに高句麗人らしい古墳が出たのは最初であつて、これは高句麗人でしよう」と言うと、「我々は、これを飛鳥人と呼んでいるんだ」とのことでした。つまり、曖昧なところに日本の古代史研究というか、「古代に対するアプローチ」の問題があるのであります。

主要街道の里程の測定と

継立賃銭の設定 (二)

—旅行者にとって注視される交通費—

(次号へ続く)

前号では、江戸末期から明治初期にかけての、北海道内における宿駅(駅通)間の距離の測定と測定結果の設定、又は公示等について記述した。本号においては、右に統一して開拓使時代に入つて、街道が一般庶民に全面的に開放されると共に、通行人が激増したのに対応しての措置について記述する。なお、明治二年には「相対賃銭を和雇賃銭」と改定されたほか永錢勘定の導入等、時代の変化に対応する措置がなされた。以下、その改定状況について記述する。

駅通情報

(3)

三、開拓使、駅通制度の改革を打出す
 開拓使は、入植者の急増を見越して、駅通制度の見直しを行ひ次々に新しい方策を打出したが、明治五年四月に至つて從前のお定めと相対との二本建てを廃止して一本にすることにし、次のとおり配下に通達した。

(第二表)

北海道人馬賃銀從前ノ定相対共相廢更二人足一人一里水四十文馬一疋水六十文ニ相定候條向後公私共右定ヲ以可請取尤其所出張所又ハ駅通掛等ノ在印人馬輒副附等所持無之者ハ定限外ノ相対受取候儀ハ可為勝手事

但賄料ハ從前ノ通一函館ヨリ長万部黒松内迄山道別紙ノ通り人馬賃五割増

ノ事一浜益ヨリ岩内勇払ヨリ虻田迄山道嶺道人足賃而已別紙

ノ通來ル湖南ヨリ湖増ノ事

右ノ趣其管下へ無浅布達可有之候事

壬申四月廿二日各都宛

開拓使

注、この文書は、右で一旦終了し、さらに「別紙」として続くのである。

(第三表「別紙」)

大野ヨリ
鷲ノ木

大野ヨリ
鶴村マテ

木古内ヨリ
湯岱

亀尾ヨリ
長万部マテ

六里
内三里同

内三里同

内三里山道

(第五表「別表」)

記

自礦谷「礦は、磯の間違いであろう。」

至岩内
内嶺越ノ山道四里半人足銀五割増

岩内ヨリ
内宇マテ

六里三十二丁四十八間
内同割増

(第四表「別紙」)
 ○函館ヨリ黒松内マテ里數調
 函館駅場ヨリ
 大野村駅場マテ
 同所ヨリ
 鷲ノ木高札場迄
 同所ヨリ
 落部村高札場迄
 落部ヨリ
 山越内高札場迄
 同所ヨリ
 黑岩迄
 同所ヨリ
 長万部マテ
 同所ヨリ
 黑松内マテ
 右ノ通相定候事
 壬申四月

(この文書は更に続く)

古宇ヨリ
金市ニ至リ
内同断
三里半同四割増
岩内ヨリ
十二里二十三丁三十五間
余市マテ
内同断
九里人足貨三割増
厚田ヨリ
八里十七丁
浜益ニ至リ
九里十七丁
内同断
七里半同五割五歩増
浜益ヨリ
九里二十三丁
増毛ニ至
内同断
七里同五割増
但山道宗也管轄ト接候ヘ共打迄取調申候
白蛇田
四里十八丁
至礼文花
内同断
二里同四割増
礼文花ヨリ
至山越郡長万部
六里三十四丁二十四間
内同二里半同五割増
申四月

○解説（第三表から第五表まで）
1、対象の街道
①第三表は、函館を起点として各街道の山道と、その区間距離の指定である。
②第四表は、函館を起点として東海岸道を東進し、長万部を経由し黒松内まで。
③第五表は、日本海岸に出て増毛まで。
④さらに長万部から分岐し蛇田まで。
⑤各表末尾の「申」は明治五年に相当する。

2、以上のとおり、各表は道央から道南地方の主要街道における山道（峠道）の距離と割増率を指定したものである。

すなわち、北海道内の人馬繼立貢銭は、これまでの「定金」（お定め貢銭「公式に通行を許された者が支払う公定料金」と、「相対（公式に通行が許されておらず、運賃も通行者と人馬の提供者側とで談合で決める）」との区別がある）を廃止統合して、永錢勘定を以て改めて設定したものである。

(一) 人足は、一人一里に付き 永四十文
(二) 馬は、一匹一里に付き 永六十文

とする。

要するに、原則的には今後は、官民の區別なく右の貢銭を適用するとしたものである。

ただし、人馬帳を所持していない者は従来どおり相対で貢銭を徴収してもよい。また、賄料（食費）については、従来どおりとする。なお、規定外の取扱いをするものについては、相対（両者談合のうえ）で貢銭を徴収してもよい。というのである。

人馬帳には、駅通掛の承認印が必要とするのである。

3、永錢勘定とは何か

ここまで大きな問題が生じた。それは、前記のとおり、人馬賃額の上部に「永」と表示されていることである。

これは何を示すのであらうか。

明治三（一八七〇）年九月、開拓使から次の通達が発出されている。

北海道人馬賃額白今永錢ヲ以テ計算セシム
十月開拓使建議シテ曰、北海道道路險惡里程長短等シカラス之ヲ内地ニ準スル士民雇賃薄キニ因シム宜ク其地ニ隨ヒ増加スル十分ノ二分半ヨリ五分ニ至ルヘシ旅舍宿泊亦其宣ニ從ハント官之ヲ許ス
十二月十五日駅馬（人か）賃錢ヲ定ム御定人足一人永二十文改テ永二十七文六分馬一疋一里永二十五文改テ三
一里六十二文五分改テ永七十五文

駅通情報

右の文書は、三つの問題を含んでいます。すなはち、(一)人馬賃金を永錢勘定に切り替える。(二)「和雇人足馬匹」という新語が出て来る。(三)永錢勘定に切替えたのを機会に継立賃金を引上げる、というのである。しかし本項ではこれを全部取上げるとはん難になるので混乱を避けるため永錢勘定についてのみ記述することとし、他は省略することにしたい。さて、このとき、貨幣計算を永錢勘定に切り替える、すなはち、これまでと同じ「文」ではあるが、頭部に永を付けて從来の文と区別して換算率を従前の「文」の一〇分の一としたのである。これによつて、これまでの百文は、永一〇文と称する。

これによつて、開拓使はこの年一二月二日、次の通達を発出した。

人馬賃金之儀今般御布告之趣も有之候處北海道之儀當時御調中ニ付有之候へ共追而御規則御定迄別摺之通御布告
……
(諸布告)

と、明治二(一八六九)年二月二日施行し、実施してきた人馬賃金を次のとおりさらに改定施行する。

御定賃金 人足一人一里二三〇文は 永二三文に
馬一匹一里二五〇文は 永二五文に
和雇賃金 人足一人一里五七五文は 永五七文五分に
馬一匹一里六二五文は 永六二文五分に

と、それぞれ切り替え計算されることになった。これを「永錢勘定」といいます。

さうにこのとき、継立賃金の改定も同時に行われた。余り全文を挙げた。

また、この年の一〇月には北海道の道路はよくないうえ、里程も正確でなくこれを本州に比較すると、継立賃金が安価であるとの事情を考慮して、山道については二割五分から五割の範囲内で増額してよい。また旅宿所の宿泊料についても、特殊事情を許すということで、右の定則の施行となつたので

右のとおり、このときの北海道の特殊事情を考えて山道割増を「二割五分から五割」の範囲内で増額を許すとの駅通寮の承認であつたのに、前記「第五表」によると、「厚田・浜益間の濃山道七里半は、五割五分増」として山道割増を告示している。この規定を超える増額はいかなる理由によるものであろうか。不分明である。

四、結び

当初は、明治初期における道内主要街道の里程の測定と継立賃金の設定について記述しようとしたものであるが、(一)永錢勘定と継立賃金との関係「山道割増の設定にまで波及して言及せざるを得ない」となった。

明治初期という時期は、駅通制度にとつて、短期間に重要な課題が続出し、変転極まりない時代であった。それだけに、先きに拙著「北海道宿駅(駅通)制の研究」発刊に当たつても明治前期のみを以つて一冊を當てざるを得ない次第であった。

○専門用語の解説

1、和雇賃金

公用以外の通行者で駅通の人馬を利用する場合の継立賃金。旧來の相対に相当する。要するに該合により賃金を決める。

2、在印人馬帳

公私にかかわらず、駅通の人馬を利用しようとする者は、開拓使又は出先き役所の承認印の押されている人馬帳を持行しなければならない。

(完)

明治政府へ引継がれた宿駅の沿革(十三)

— 松前街道二十一か宿 —

(1) 他の資料による記録

○本駅設置年月不詳、松前氏封土ノ節ヨリ本使転管後ト
雖凡村役人自宅ニ於テ取扱ヒ公輸通伝、其他等ニテ

人足五人以内

使用スルハハ西ハ福山駅、東ハ荒谷、

炭焼ノ両駅隔月代リニ通送セシム

○明治十一年四月ヨリ下及部、大沢、荒谷駅、炭焼駅ノ離

立場ヲ廢シ、西ハ福島郡吉岡駅江維立トス、此月村

投人自宅ニ於テ取扱フ「ヲ廃戸長事務取扱所ニ於テ

取扱フコト」ナシ定人足三人ヲ雇入レ、費用ハ都テ

村費トス。

○明治十二年九月廿五日更正スルニ及テ之ヲ以テ左二掲ク。

(2) 解説

○右「沿革」の記載には、宿駅取扱上に大きな問題がある。ア、まず、公輸（御用状等）の維立について、人足五人を常置（村人が交替で出勤する）する。としている。人足五人を常置しなければならぬほど維立

を要する御用状（物）の取扱いがあるのである。かく、これには特別の理由があるのかも知れない。恐らく、これは一般の人足の維立も含めてであるまい。

しかし、対象となる村々は、西は福山、東は荒谷、炭

焼駅（村）が隔月交替で出勤する。要するに、一ヶ月置きに出勤するのであるから、後の一ヶ月は宿

村（この場合は大沢村）が負担するのである。しかし、下及部、礼庭村が対象に入っていないのはなぜであろう。

以上の指定は、本宿（大沢）のみに記載されていて

他の各宿には記載されていないのはなぜであろう。

ウ、また、本宿の項に「炭焼宿」についてのみ記載があ

るが、開拓使事業報告、及び駅路沿革志、その他の

資料には独立した宿駅として項を設けていないのはなぜであろう。

エ、また、右、助合については、人足の出勤についての

み記述されていて馬匹については全く触れていないのはなぜであろう。

この地方は、松前藩創立以前から和人の入植が盛ん

で、農耕用馬匹も相当数飼育されていて、宿駅の出

勤に対応可能であつたはずである。

あるいは、維立用としては宿村で飼育している馬匹

のみで充足できたのかも知れない。しかし、疑問の

残る問題である。

オ、以上「エ」は、本宿（大沢）の特殊事情についての

み記述した。

助合の問題は、大沢宿単独の問題ではなく、松前街

道沿いの各宿共通の問題であるのに大沢宿の項のみ

に触れているのはなぜであろう。他の宿駅についても、

大沢宿の助合制と類似の方法がとられたものと認め

られるので、何かの理由で割愛したのである。

力、また、前記「イ」の隔月交互に五人ずつ出勤すると

しているが、これは一般的の助合以外の出勤を意味す

るのかも知れない。あるいは本州の宿駅でいう「加

助合」であるのかも知れない。いずれにしても北海

道としては珍しい問題である。

（以下次号）

資料寄贈お礼

一一
標茶町郷土館報告二十二号
北海道れきん第七四号 札幌市
北海道歴史研究会 様

発行年月日 平成二十一年十一月五日

頒布 無料
発行者 札幌市南区川沿四条五丁目二一
史学研究会 主宰 宇川 隆雄

